

営業秘密保護のための
刑事訴訟手続の整備について

平成22年12月
経済産業省
法務省

営業秘密保護のための刑事訴訟手続の整備（検討の背景）

- 我が国企業を取り巻く環境が厳しさを増す中、グローバル競争において我が国企業が生き残るためには、その技術力の維持向上が不可欠である。そのためには、技術情報を公開することを前提とした特許制度の利用とあわせて、技術・ノウハウ・アイデア等の価値ある情報を営業秘密として管理し、「他社」との差別化を図ることの重要性が一層増してきている。
- また、昨今においては、自社の保有する一部の技術情報を、他社に開示し共有することで新たなイノベーションを生み出すという視点（オープン・イノベーション）が重要となっている。
- そこで、このような取組を可能とするためにも、営業秘密を適切に保護する必要性が高い。
- しかしながら、営業秘密侵害罪については、刑事裁判手続において営業秘密の保護に関する明文の規定が存在しないことから、被害者である営業秘密の保有企業が、営業秘密が保護される範囲を事前に予測して刑事告訴の当否を判断することができず、重大な営業秘密の侵害であって、違法性や有責性が高いものについても、被害企業が告訴をちゅうちょしてしまうという事態があるとの指摘がなされている。

営業秘密保護のための刑事訴訟手続の整備（措置の要請）

平成21年の不正競争防止法の改正時における衆議院及び参議院の経済産業委員会の各附帯決議や平成22年度の「知的財産推進計画2010」において、刑事訴訟手続において営業秘密の内容を保護するために法的措置を講じることが求められた。

【国会からの早急な検討及び法整備の要請－附帯決議（抄）－】

○衆議院経済産業委員会 附帯決議（参議院も同様）

四 営業秘密侵害に係る刑事訴訟手続については、公開裁判を通じて営業秘密が公になるとの懸念から、被害者が告訴を躊躇していると見られることにかんがみ、関係各省庁間において、営業秘密保護のための特別の刑事訴訟手続の在り方等について、早急に検討を進め、適切な法的措置を講じること。

【知的財産推進計画2010（知的財産戦略推進本部決定）（抄）】

戦略3 知的財産の産業横断的な強化策

3. オープン・イノベーションへの対応を含め、イノベーションを加速するインフラを整備する。

(1) オープン・イノベーションの対応も含め、知的財産を活用した活動を支える知財制度を構築する。

営業秘密の保護強化（短期）

裁判公開の原則、被告人の防御権の行使に対する制約のおそれや円滑な訴訟手続の確保に配慮しつつ、刑事訴訟手続において営業秘密の内容を保護するための適切な法的措置のあり方について成案を得る。

営業秘密保護のための刑事訴訟手続の整備（研究会の開催及び検討事項）

共同研究会の開催

経済産業省経済産業政策局長及び法務省刑事局長の共同委嘱により「営業秘密保護のための刑事訴訟手続の在り方研究会」を設置し、具体的な措置について有識者の意見を伺い、年内に結論を取りまとめることとしている。

◎委員構成： 最高裁判所、日本弁護士連合会、検察庁、刑事法学者、知的財産法学者、産業界、労働界 等

検討事項

①秘匿決定

裁判所は、被害者等の申出に応じて、営業秘密の内容を公開の法廷で明らかにしない旨の決定（秘匿決定）を行うことができるものとする。

②呼称等の定め

裁判所は、秘匿決定をした場合には、営業秘密の内容を特定させることとなる事項につき、呼称等の定めを行うことができるものとする。

③公判期日外の証人尋問等

秘匿決定がなされた場合において、一定の要件が認められるときは、公判期日外において証人等の尋問及び被告人質問を行うことができるものとする。